

4. 重点的に進める施策

第四次行動計画では、基本方針2「清らかで豊かな流れの創出」で掲げている「平常時流量の確保」及び「湧水の保全と再生（流域浸透量の確保）」を実現するための施策を重点的に展開していく必要があります。

また、基本方針1「浸水被害の少ない安全なまちづくり」で掲げている施策は、流域治水における「氾濫をできるだけ防ぐ」ための取組としても着目されており、今後更なる推進が求められます。

（1）雨水浸透施設の設置促進

雨水浸透施設の設置は、「平常時流量の確保」及び「湧水の保全と再生（流域浸透量の確保）」で最も寄与度が高く、加えて「分散的な治水対策の推進」にも該当する施策です。本施策を推進することで、水循環系における様々な効果の発現が期待できることから、重点施策として選定します。

本施策では、新規開発地、戸建住宅（新規・建替）や、既成市街地における戸建住宅（既存）、集合住宅、公民館等、公共施設においても雨水浸透施設の設置の促進に重点的に取り組みます。

（2）污水处理施設の普及

下水道の整備・接続や合併処理浄化槽への転換は、「良好な水質の確保」への寄与度が高い施策です。

本施策では、千葉県全域域污水適正処理構想に基づき、下水道の整備・普及率の向上及び、下水道の整備区域外など下水道に接続できない地区を対象として、高度処理型合併処理浄化槽への転換の促進に重点的に取り組みます。市民は下水道への接続及び高度処理型合併処理浄化槽への転換を実施します。

（3）水循環施策の周知と市民活動の活発化

各施策を効率的に推進するにあたっては、流域市民の水循環施策への理解と自主的な市民活動への参加が欠かせません。しかし、水循環系再生の施策に対する流域市民の認知度は低く、今後認知度を向上させていく必要があります。そこで、「水循環施策の周知と市民活動の活発化」を重点施策として選定します。

本施策では、市民に対し、水循環系を再生することの意義や対策の必要性を理解してもらうための啓発活動等を積極的に推進します。また、市民自らが取り組む生物調査、清掃活動、学習会等の企画・運営等、海老川水循環系再生のための多様な市民活動を促します。

(1) 雨水浸透施設の設置促進

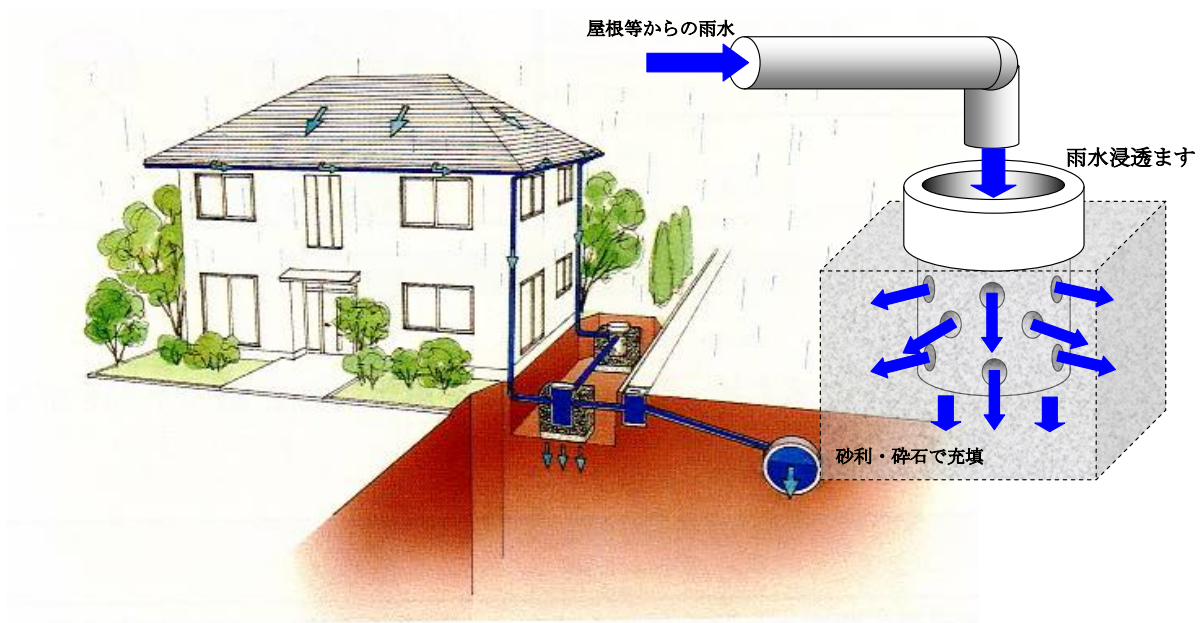
- 新規開発地や既成市街地、公共施設における雨水浸透施設の設置を促進します。

効果

流域浸透量の確保
平常時流量の確保
良好な水質の確保



分散的な治水対策の推進



戸建住宅への雨水浸透ますの設置イメージ

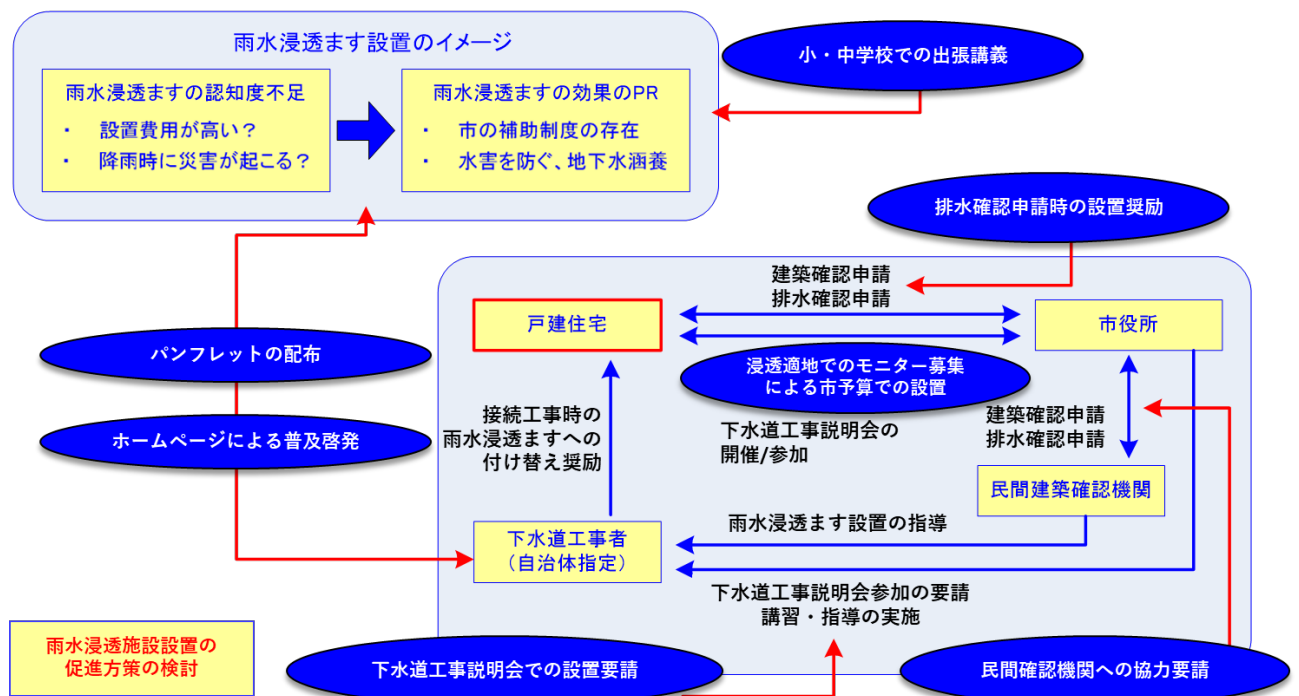
新規開発地においては、開発事業者の協力を得ながら、雨水浸透施設の設置を促進します。

戸建住宅（新築・建替）においては、パンフレットの作成・配布や小・中学校での水循環に関する出張講義により雨水浸透ますの効果についてPRを行います。また、建築確認及び排水確認の申請時における官・民一体となった設置指導を行い、住民の協力のもと、雨水浸透施設の設置を促進します。

さらに、戸建住宅（既存）においては下水道供用開始時などの排水改良工事を雨水浸透ますへの付け替えの機会としてとらえ、供用開始に伴う下水道工事説明会で雨水浸透施設の必要性を説明し、住民の協力のもと、雨水浸透施設の設置を促進します。

また、新規開発地や既成市街地の戸建住宅、公共施設における雨水浸透施設設置のさらなる促進方策について検討を進めていきます。

流域住民及び企業は、各家庭や工場の敷地内などに雨水浸透施設を設置します。



雨水浸透施設の設置促進に関わる施策関係図

施策	具体的行動 (R2-R6)		実施主体
雨水浸透施設の設置促進	全般	雨水浸透施設設置の促進方策の検討	千葉県 船橋市 鎌ヶ谷市
	新規開発地における対策	宅地開発行為に対する雨水浸透施設の設置指導	
	戸建住宅への対策	新築・建替住宅	雨水浸透施設設置奨励パンフレットの作成・配布
			ホームページによる普及啓発
			流域内の小・中学校での水循環に関する出張講義の実施
		既存住宅	窓口での排水先確認時に雨水浸透ます等の設置指導の充実
			雨水浸透ます設置者に対する補助金交付
			雨水浸透ます設置
			雨水浸透ます設置
		既存住宅	雨水浸透施設設置奨励パンフレットの作成・配布
			ホームページによる普及啓発
			流域内小・中学校での水循環に関する出張講義の実施
			下水道工事説明会での雨水浸透ます等の補助金の紹介
			排水設備計画確認申請時の雨水浸透ますの設置要請
			雨水浸透ます設置者に対する補助金交付
			浸透適地でのモニター募集による市予算での雨水浸透ます設置
			雨水浸透ます設置

【参考：雨水浸透ますの設置数について】

- ◆流域浸透量の目標達成のために5年間で必要となる設置数：約14,000基※
- ◆最近5年間（平成26年～平成30年）における実績設置数：約4,200基

※：雨水浸透ますの設置のみで目標を達成しようとした場合（浸透強度は約5 mm/hと想定）

雨に強い街づくり

水害の軽減と水循環系の再生を目指し、雨水の流出を抑える施策を進めています

市では河川や下水道の整備に加え、公共施設への貯留施設や、雨水浸透ますの設置等の事業を積極的に行っておりますが、市民の皆様にも、浸透ますの設置をお願いし、行政および市民協働で雨に強いまちづくりをめざしています。

設置していただきたい施設

1. 雨水浸透ます
雨水が一度に下水道管や河川へ流れ出ないよう設置するもので、浸水被害の軽減や、湧水を増やす働きがあります。

- ・浸透可能区域内で設置できます（区域についてはお問い合わせください。）
- ・ますの大きさは内径30cm以上としてください。
- ・宅地1区画あたり2基以上設置してください。

2. 雨どい取付型雨水貯留タンク
雨水を貯めて庭の散水などに利用でき、節水になります。また、災害時の非常用水にもなります。

- ・50リットル以上の市販品を設置してください。（中古品、自作品は対象外です。）

3. 浄化槽転用雨水貯留施設
公共下水道への切替時に不用になった浄化槽を雨水貯留施設として利用してください。

※補助金交付金額が年度内に予定額に達した場合は、申請受付を終了します。

設置イメージ図は裏面をご覧ください。

雨水浸透ます（既存ます改修）と雨水貯留タンクを同時に取付けた場合の補助金額が増額！

設置施設	補助額および限度額
雨水浸透ます	設置費のうち下記の額を補助 ・既存ます改修（管経路を変更せず、既存通常ますを浸透ますに取替える工事） 限度額 80,000 円/基 ・新設等（新規にますの取付工事が必要な場合で、浸透ますを選択する場合） 限度額 20,000 円/基 補助は最小限の適正基数、最大4基まで
雨どい取付型雨水貯留タンク	設置費のうち下記の額を補助 ・雨水浸透ますと同時に設置する場合（既存ます改修） 限度額 30,000 円/1 申請 ・上記以外の場合 限度額 10,000 円/1 申請
浄化槽転用雨水貯留施設	設置費の 2/3 限度額 100,000 円まで

申請の流れ

事前相談・打合せ

補助金交付申請書の提出

補助金交付決定後、注文・工事の実施

設置後、完了報告書の提出

完了検査合格後、請求書の提出

補助金の交付

※既に設置または発注済のものは補助対象となりません。

お問い合わせ先
船橋市浪町2丁目10番25号
建設局下水道部下水道河川管理課
財産管理係
TEL 047(436)2622
E-mail: gessu.kakan@city.funabashi.lg.jp

設置イメージ

① 雨水浸透ます

雨どい、雨水浸透ます、透水シート、オーバーフロー管、砕石、砂。

- ・雨水浸透ますの内径は30cm以上
- ・ますの外側は砕石や砂で覆うこと
- ・透水シート・オーバーフロー管は必須

② 雨どい取付型雨水貯留タンク

雨どい、散水等に活用。

- ・容量50リットル以上の市販品

③ 浄化槽転用雨水貯留施設

散水等に活用、ポンプ、オーバーフロー管。

- ・用途廃止済みで、清掃が完了している

補助金交付申請書を提出する前に、補助金交付要綱をよくご確認のうえ、下水道河川管理課で事前に申請内容の相談を行ってください。

事前相談せずに申請されますと、申請内容に不備がある場合は再度の手続き後の交付決定となり、取付時期が遅れることがあります。また交付決定の前に補助金が予定額に達し補助が受けられなくなる可能性なども考えられます。

【事例】雨水浸透施設設置の促進（船橋市における補助金のチラシ）

浸透施設（公共施設）

新規開発地・戸建住宅に加え、公共施設への普及を促進します。また、洪水を防ぐだけでなく、地下水や湧水を保全・回復し、平常時の河川流量を増加させるなど、水循環系の再生を図ります。

施策	具体的行動（R2-R6）		実施主体
雨水浸透施設の設置促進	透水性舗装の整備	街路に対する透水性舗装の整備 500 m ²	千葉県
		都市計画道路等の歩道整備時において、透水性舗装による整備を実施	船橋市
	新築または改築時の公共施設に対する雨水浸透施設の設置	船橋市環境共生まちづくり条例の趣旨により、環境への配慮について調整を行い、水循環の再生を図る。	
	既存の公共施設に対する雨水浸透施設の設置	雨水浸透施設の設置の検討 既設公共施設の改築時における雨水浸透施設の設置	
	市立の小・中学校への雨水浸透施設の設置	海老川流域貯留浸透事業による市立の小・中学校への雨水浸透施設の設置の検討	
	道路排水等における雨水浸透施設の設置	排水施設設置計画時に浸透適地の調査確認を行い、結果に応じた浸透施設の採用	
	開発に伴う歩道整備における透水性舗装の整備	開発に伴い歩道を整備する場合には、開発業者に対して透水性舗装による整備を指導	

(2) 汚水処理施設の普及

- 公共下水道の整備、普及率の向上を図ります。また、下水道未整備地域にある単独浄化槽について、高度処理型合併処理浄化槽¹⁾への転換を推奨します。

効果

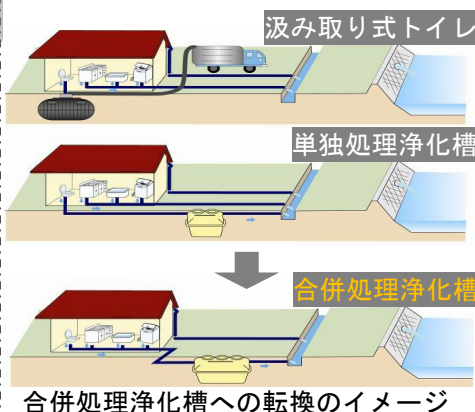
良好な水質の確保



公共下水道のイメージ

出典：船橋市ホームページ

合併処理浄化槽は、トイレ排水だけではなく、流し・浴室・洗濯機等からの生活雑排水なども処理できる施設です。



千葉県全県域汚水適正処理構想及び汚水処理施設整備計画に基づき、海老川流域内市街化区域の下水道整備を推進します。

高度処理型合併処理浄化槽への転換は、下水道の普及が見込めない地域における効果的な河川水質の改善策となることから千葉県全県域汚水適正処理構想をもとに促進します。また、船橋市・鎌ヶ谷市は、高度処理型合併処理浄化槽の役割と補助金制度の活用方法を広く知ってもらうように住民への啓発・広報活動を積極的に行い、市民・企業の協力のもとに、単独処理浄化槽や汲み取り式から高度処理型合併処理浄化槽へ転換を推奨します。

なお、汚水処理施設の普及にあたっては、下水道整備状況を考慮した汚水処理人口普及率²⁾を指標とし、下水道整備と高度処理型合併処理浄化槽への転換の両施策で普及率のさらなる向上を目指します。

施策	具体的行動 (R2-R6)	実施主体
下水道整備の推進	海老川流域内市街化区域の下水道整備を進めます。 下水道処理人口普及率の目標：94%	船橋市
下水道への接続	下水道整備済みの地域において下水道に接続します。	市民
合併処理浄化槽への転換	汚水処理人口普及率の更なる向上を図ります。	船橋市 鎌ヶ谷市
	下水道未整備地域にある単独浄化槽を高度処理型合併処理浄化槽へ転換します。	市民

注1) 通常型の合併処理浄化槽は、BODの除去を主な目的としていますが、高度処理型合併処理浄化槽は、東京湾などの閉鎖性水域の富栄養化の原因になる窒素・リン等も低減できる合併処理浄化槽のことです。

注2) 汚水処理人口普及率は、(下水道処理人口+合併処理浄化槽の処理人口)/流域人口となります。

(3) 水循環施策の周知と市民活動の活発化

- 水循環系を再生することの意義や対策の必要性について、PR・啓発活動を積極的に推進し、自主的な市民活動の活発化を図ります。

効果

市民、NPO、市民団体との連携による各施策の実行

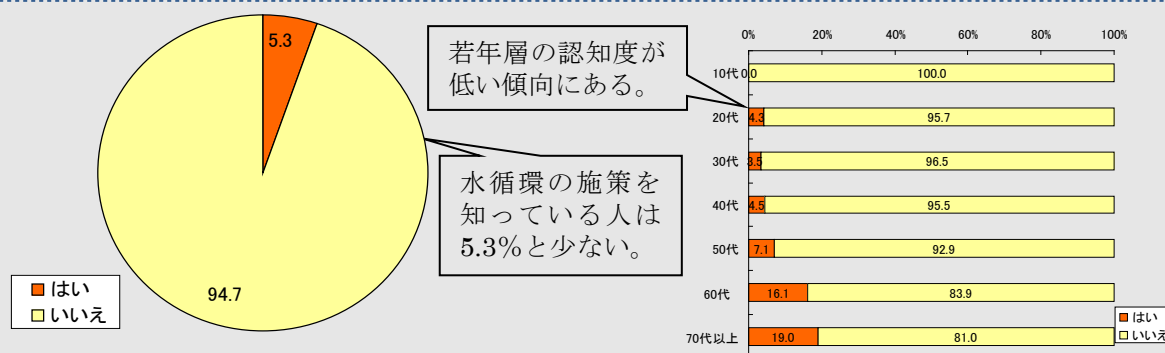
重点施策として掲げた(1)雨水浸透施設の設置促進、(2)污水处理施設の普及の中で行うべき具体的行動は、流域市民の御理解と御協力がなければ進まないものばかりです。

しかし、水循環系再生のための施策に関しては、特に若年層の認知度が低いことも影響して、流域市民にはあまり定着していないと考えられます。また、海老川流域では、市民団体を構成する市民の高齢化やメンバーの固定化などにより、市民活動の持続性の低下が懸念されています。

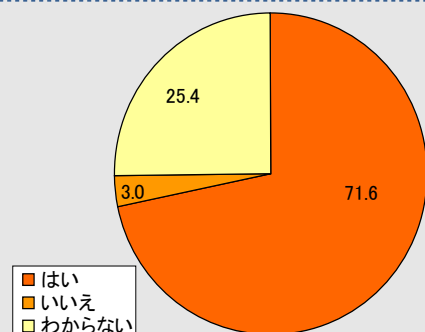
今後、水循環系再生の施策を進めていくためには、取組や施策の効果等に関するPR・啓発活動をより積極的に行い、認知度を高めることが重要になります。

【参考：住民アンケート結果（平成22年実施）】

水循環の施策を知っていますか？



雨水浸透施設の設置促進を、今後も拡大して続けていくべきと思いますか？



平成22年に海老川流域の市民に対して実施されたアンケート(1,000名)によると、水循環施策の認知度は、わずか5%程度と低いものでした。特に、若年層の認知度が低い傾向にあります。

その一方で、「雨水浸透施設の設置を今後とも拡大してほしい」との回答は約72%を占めています。

海老川流域では、さまざまな団体が海老川水循環系再生に寄与する市民活動を展開しています。

また、平成 9 年度以降に開催された地域懇談会では、現地見学会や各団体の活動報告を通して、海老川流域水循環系再生のあり方やその実現化の方策について話し合われました。

今後も、流域の一員として市民活動に参加し、若年層などにおける施策の認知度の向上に努めるとともに、海老川流域の水循環系再生を推進します。

また、平成 26 年 4 月の「雨水利用の促進に関する法律」施行や、近年の渇水頻度の増加、大規模震災への備えとして雨水利用施設の設置を促進します。

施 策	具体的行動 (R2-R6)		実施主体
水循環施策の周知と市民活動の活発化	水循環に係わる PR・啓発活動	県の広報手段等により水資源有効利用の PR と「雑用水の利用促進に関する指導要綱」の PR、雑用水利用等の水資源有効利用の促進	千葉県
	地域懇談会	地域懇談会（年 1 回）	
	市民発表会	地域懇談会の場において市民の発表の場を設置	
	川まつり	海老川親水市民まつりの支援	
	パンフレットの作成・配布	パンフレットの更新及び配布	
	雨水利用タンクの設置指導	「環境にやさしい建築物整備マニュアル」等をもとにした普及啓発の促進	
	アンケートの実施	アンケートによる施策への周知度の把握と PR・啓発活動の促進	船橋市
	雨水貯留・浸透施設設置に関わる PR・啓発活動	各種イベント時における雨水貯留・浸透施設設置に関わる PR・啓発活動の実施	
		HP を利用した雨水貯留・浸透施設設置に関わる PR・啓発活動の実施	
	環境教育	湊中学校における海老川河口付近地域清掃の実施	
		海老川近隣、支流近隣小学校・中学校による米作りや里山整備など	
	湧水の保全	市民との協働による湧水池の保全	市民企業
	市民活動への参加	流域の一員として市民活動に参加し、施策への認知度の向上に努めるとともに、海老川流域の水循環系再生を推進	

市民活動の主な取組

- ・水循環系再生の PR
- ・生活雑排水の負荷軽減の PR
- ・市民まつりの企画
- ・絵画コンクール等の企画
- ・自然観察会や研修会の開催
- ・水の循環利用、節水対策及び近隣の美化活動等
- ・水の自浄作用を促す事業
- ・河川、調節池の浄化及び周辺の環境整備
- ・市民の森の清掃や河川の浄化等
- ・森林の保全（下草の刈り取りによる樹木の成長の促進）



【事例】海老川親水市民まつり